

犯罪や非行をおかしてしまった人たちが、社会復帰に際して直面するさまざまな課題について、矯正や保護の実務にかかわる国家公務員や保護司、就労支援や障害者福祉などにかかわる自治体職員や民生委員、そして、彼らの社会復帰を支援しているNPOの関係者やこのテーマに関心をお持ちの市民のみなさんと一緒に考えたいと思っています。

シンポジスト

山本 譲司(作家、元衆議院議員)



日本の矯正施設の一部は、いまや福祉施設になっています。それは、わたし自身が体験を通して知った驚愕の事実でした。そしていま、刑務所の福祉化は、『障害者自立支援法』の施行によって加速することが予想されています。地域社会に重点を置く障害者支援システムは、現状ではきわめて脆弱であり、犯罪歴をもつ障害者たちが支援のネットワークから零れ落ちてしまうことも少なくありません。わたしは、一昨年、犯罪者処遇の「脱施設化」が再犯の増加をもたらさないようにするため、厚生労働省の支援を受けて、志を同じくする人たちと立ち上がりました。今回は、わたしたちの調査研究の中間報告をしたいと思います。

岡田 三千代(京都医療少年院法務教官統括専門官)



少年院は、家庭裁判所によって保護処分を受けて送られてきた子どもたちを収容し、彼らに矯正処遇を提供する施設です。その中でも医療少年院は、心身に著しい障害のあるおおむね14歳以上26歳未満の人を収容しています。少年院での処遇は、院内での教育で完結するものではなく、出院後の保護観察と一体化して、はじめて実効性のあるものになります。医療少年院からの社会復帰を目指す場合、保護観察所だけでなく、医療関係や福祉関係の諸機関による支援が重要です。今回は、最近の事例を中心に、医療少年院から出院する子どもたちの社会復帰のための取り組みについて紹介させていただきます。

正木 恵子(大阪保護観察所主任保護観察官、社会福祉士、精神保健福祉士)



障害や疾病などについての特別なケアを必要とする方々のすべてが、福祉のネットでフォローされるわけではありません。犯罪や非行をおかし、司法のネットにかかって、はじめて福祉のケアへとつながるケースも少なくありません。全国に50庁ある保護観察所では、犯罪や非行をおかした人たちの回復と成長を支えるための社会内処遇を行っています。その担い手は、国家公務員の専門職である保護観察官と地域のボランティアである保護司(非常勤国家公務員)です。福祉的な支援を必要とするケースについては、医療・教育・福祉等の関係諸機関と緊密な連携を保ちつつ、処遇に取組んでいます。今回は、司法福祉の分野におけるネットワークの在り方、「地域の中で支える」ために解決すべき課題について考えたいと思います。

炭谷 茂(財団法人休暇村協会理事長、国立山口大学理事、元環境事務次官)



近年、日本では社会からの排除や孤立の問題が深刻化しています。地域社会からともすれば排除されるホームレスや在日外国人がいる一方、孤独死・自殺などは地域社会からの孤立ゆえ増加していることが指摘されています。刑務所から出所した人たちも、このような社会からの排除の中に位置づけることができるでしょう。現在、これらの課題に対して、国、自治体、地域社会の取り組みはきわめて不十分です。この問題への基本的認識すら欠如していることも少なくありません。これらの課題を根本的に解決するためにヨーロッパで提起されたのが「ソーシャル・インクルージョン」という理念です。今回は、わたくしの実践的経験に基づいて、犯罪者の社会復帰の支援の在り方やこの理念の具体的展開の方法についてお話ししたいと思います。

指定討論者

近藤 恒夫 プロフィール



1941年生まれ。日本ダルク本部代表。特定非営利法人・アジア太平洋アディクション研究所理事長。医療法人アパクリニック上野常任理事。日本カトリック依存症者のための委員会(JCCA)委員。1986年、東京都荒川区に薬物依存症者の社会復帰を支援する「ダルク(DARC)」を設立する。現在50か所以上の関連施設が全国で活動している。薬物依存症者に回復の権利を求めて歩き続けてきた20年の実践は、各方面から高く評価されている。

参加お申し込みは、FAXまたは郵送でお申し込みください。

＝お問い合わせ及びお申し込み先＝

龍谷大学矯正・保護研究センター 〒612-8677 京都市伏見区深草塚本町67
FAX 075-645-2632 電話 075-645-2040
(9/21～10/19 月～金:10時～17時)

参加申込書

フリガナ			
お名前			
ご住所	〒		
FAX番号	—	—	ご所属 (差し支えなければ)